名称：「知」の集積と活用の場

地域創生に資する森林資源・木材の需要拡大に向けた研究開発プラットフォーム　規則

【制定日】平成30年11月16日

【改定履歴】令和 2年 4月 1日

1. **総則**

# **（名称）**

第１条 この規則が対象とする組織は、「知」の集積と活用の場　地域創生に資する森林資源・木材の需要拡大に向けた研究開発プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）と称する。

# **（趣旨及び目的）**

第2条 プラットフォームは、農林水産・食品分野の産学連携の仕組みである「知」の集積と活用の場産学官連携協議会（以下「協議会」という。）のもとに設置され、協議会の取り組みの基盤のひとつとして、産学及び異分野の組織・人材交流と第19条にさだめるコンソーシアムの設置及び運営管理を通じて、プラットフォームにおける森林資源・木材需要の拡大に向けたイノベーションの創出及びそれに基づく地域創生の促進を目指す。

２．プラットフォームは、協議会を通じ、協議会のもとに設置された他の研究開発プラットフォームとの間で、適宜情報交換及び人材交流等を行い、前項の目的の達成につなげる。

# **（事業内容）**

第３条 プラットフォームは前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

(1)森林資源・木材の需要拡大に関する情報交換の活性化

(2)コンソーシアムの設置支援と運営管理

(3)コンソーシアム等で得られたイノベーションに基づく事業化への支援

(4)イノベーションに基づく事業成果の地域への還元と地域創生の促進への貢献

(5)「林業生産と森林資源供給システムの効率化に関するプラットフォーム」との連携

(6)その他、プラットフォームの目的を達成するために必要な事業

1. **会員**

# **（入会）**

第４条 協議会会員のうちプラットフォームの会員として入会しようとする者は、本会所定の入会書兼秘密保持誓約書を第26条にさだめる事務局（以下、単に「事務局」という。）あてに提出する。第13条にさだめるプロデューサーチーム会議（以下、単に「プロデューサーチーム会議」という。）の承認を得るものとする。

　　２．第６条にさだめる正会員と賛助会員間の資格を変更しようとする者の手続も前項と同様とする。

# **（退会）**

第５条 プラットフォームを退会しようとする会員は、退会届を第26条にさだめる事務局あてに提出し、任意に退会することができる。

# **（会員資格）**

第６条 プラットフォームの会員は第２条にさだめる趣旨及び目的に賛同して入会した、次の各号に掲げる法人、団体又は個人とする。

（1）幹事会員

会員のうち、特にプロデューサーチーム会議の構成員となる者

（2）正会員

前号に規定される会員以外の者で、第３条にさだめる事業（以下、単に「事業」という。）に参加する法人、団体又は個人

（3）賛助会員

前二号に規定される会員以外の法人、団体又は個人

# **（会員の権利義務）**

第７条 幹事会員は第3条にさだめる事業に参加する権利を有し、第13条にさだめるプロデューサーチーム会議において重要事項の審議を行うと共に当該事業に協力する義務を負う。

２．正会員は第3条にさだめる事業に参加する権利を有し、また、当該事業に協力する義務を負う。

３．賛助会員は、第13条にさだめるプロデューサーチーム会議が、各事業の性質及び当該事業で取り扱う情報の性質（例えば、守秘性など）を考慮して認める範囲内において、第3条にさだめる事業に参加する権利を有し、また、当該事業に協力する義務を負う。

４．会員は、本規則その他プラットフォーム運営に係る諸規定、ルール等を遵守する義務を負う。

# **（除名）**

第８条 会員が以下の各号の一に該当する行為を成したときは、プロデューサーチーム会議の決定をもって、除名することができる。

（1）前条第１項から第３項までの義務に違反したとき

（2）プラットフォームの名誉を傷つけ、又はその目的に反する行為を成したとき

（3）その他、除名に値する正当な理由があるとき

# **（資格喪失）**

第９条 会員は、第5条又は第8条に該当する場合のほか、会員が死亡若しくは失踪宣告を受け、又は法人においては解散したときは、会員の資格を喪失する。

1. **体制**

# **（プラットフォーム体制）**

第10条 プラットフォームに幹事会員により構成されるプロデューサーチーム会議を置く。

２．第2条に掲げたプラットフォームの目的を達成するため、第18条にさだめる研究コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を設置することができる。

# **（プロデューサー）**

第11条 プラットフォームには、１名のプロデューサーを置く。

２．プロデューサーは、設立時を除き、幹事会員の中からプロデューサーチーム会議において、選任される。

３．第16条にさだめるプロデューサーの任期が満了したとき、又は第17条のさだめによりプロデューサーが解任されたときには、プロデューサーチーム会議において新たにプロデューサーを選任する。ただし、任期満了の場合に限り、プロデューサーの再任を妨げない。

# **（プロデューサーの職務）**

第12条 プロデューサーは、以下の各号の職務を担う。

（1）プラットフォームにおけるイノベーションを推進するための場の提供

（2）関係者間の利害関係の調整

（3）コンソーシアムの研究開発費調達支援

（4）コンソーシアムの進捗管理の統括

# **（プロデューサーチーム会議）**

第13条 プロデューサーチーム会議では、プラットフォーム運営に係る以下の各号にさだめる事項の審議を行う。

（1）研究開発戦略と事業計画の策定

（2）事業計画並びに収支予算及び決算の承認

（3）幹事会員の選任、解任及び退任の承認

（4）会員の入会又は会員資格の変更に係る申込の承認

（5）コンソーシアムの設置及び解散

（6）本規則の改廃

（7）プラットフォームの解散

（8）その他、プラットフォームの運営に関する重要な事項

２．プロデューサーチーム会議の議長はプロデューサーが務めるもとのし、議長の招集により適宜開催するものする。議長に事故あるときには、第15条第２項のさだめによりあらかじめ選任した副プロデューサーの中から選定された暫定議長が務めるものとする。

３．プロデューサーチーム会議の議事は、第14条にさだめる会議の構成員からの提案を受け、議長がこれを決定する。

4．プロデューサー及び副プロデューサーが事前に了解した場合に限り、審議を書面により実施することができる。

５．プロデューサーチーム会議は、適宜、専門的又は個別的な課題に関する諮問機関として、プロデューサーチーム会議が選任した会員で構成される単独又は複数の「ワーキング会議」を設置することができる。

# **（プロデューサーチーム会議の構成）**

第14条 プロデューサーチーム会議の構成は以下の通りとする。

(1) プロデューサー１名

(2) プロデューサーを補佐する副プロデューサー若干名

(3) プラットフォームの運営あるいは地域間の連携等を担う連携幹事

(4) プラットフォームにおいて研究を実際に遂行しているコンソーシアムの代表者

# **（プロデューサーチーム会議構成員の選任）**

第15条 プラットフォームの設立時を除き、第16条にさだめるプロデューサーチーム会議構成員（以下、単に「構成員」という。）の任期が満了したとき、第17条のさだめにより構成員が解任されたとき、又は第18条のさだめにより構成員が退任したときは、プロデューサーチーム会議において正会員の中から新たな構成員を選任する。

２．副プロデューサーは、プロデューサーチーム会議の審議を経て、プロデューサーが選任する。

３．連携幹事は、プロデューサーチーム会議の審議を経て、プロデューサーが選任する。

４．コンソーシアムが研究開発予算を獲得し実質的な活動を開始した場合は、そのコンソーシアム代表者を構成員に加える。

# **（構成員の任期）**

第16条 構成員の任期は､プロデューサーを含め、第21条にさだめる事業年度終了までとし、再任を妨げない。ただし、コンソーシアム代表者に限っては、予算を獲得し実質的な活動を行っている期間を任期とする。

# **（構成員の解任）**

第17条 構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、プロデューサーチーム会議の3分の2以上の同意をもって、それを解任することができる。

（1）本規則に違反又は目的に反する行為をしたと認められるとき

（2）病気療養等の理由で長期に構成員としての責務が果たせないと認められるとき

（3）その他、構成員としてふさわしくない正当な理由がある場合

２．前項によりプロデューサーを解任する場合、第13条第２項にさだめる暫定議長がプロデューサーチーム会議の議長を務めるものとする。

# **（構成員の退任）**

第18条 構成員より退任の申出が出された場合は、プロデューサーチーム会議において退任を承認する。

# **（コンソーシアム）**

第19条 幹事会員及び正会員の発案に基づいて個別の研究テーマをさだめ、専門的技術、アイデアを持ち寄り、地域創生に資する森林資源・木材の需要拡大に向けた研究開発を行うグループとして、幹事会員及び正会員から構成されるコンソーシアムを設置することができる。

２．コンソーシアム設置の可否については、プロデューサーチーム会議で決定する。

# **（コンソーシアム代表者）**

第20条 コンソーシアム代表者は、当該コンソーシアムが候補者を選出し、それをプロデューサーチーム会議が承認することで選任される。

２．コンソーシアム代表者は、コンソーシアム内の運営及び管理並びに他のコンソーシアムとの連携を通じ、当該コンソーシアムを主導する役割を担う。

３．コンソーシアム代表者が次の各号のいずれかに該当するときは、プロデューサーチーム会議の3分の2以上の同意をもって、それを解任することができる。

（1）本規則に違反又は目的に反する行為をしたと認められるとき

（2）病気療養等の理由で長期に構成員としての責務が果たせないと認められるとき

（3）その他構成員としてふさわしくない正当な理由がある場合

# **（報酬あるいは謝金）**

第21条 構成員の報酬あるいは謝金等の取扱いと支給については、プロデューサーチーム会議において決定する。

# **（事業年度）**

第22条 プラットフォームの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

# **（委任）**

第23条 本規則にさだめるもののほか、プラットフォームの運営に必要な事項は、プロデューサーチーム会議の決議を経て、プロデューサーが別にさだめる。

1. **運営**

# **（会費）**

第24条 会員は、プロデューサーチーム会議でさだめた会費を負担する。ただし、設立から当分の間は会費の徴収は行わないものとする。

# **（費用負担）**

第25条 プラットフォームの活動に係る費用は、原則として当該費用が発生する活動を行った会員が個別で負担する。ただし、事業の進展やその内容に応じて必要となった特段の費用についてプラットフォームから支出が可能な場合は、事務局に申請の上、プロデューサーチーム会議の承認を得た上で、これを次条にさだめる管理運営機関から支弁する。

# **（事務局）**

第26条 プラットフォームの管理運営機関は、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所（〒305-8687　茨城県つくば市松の里１）と定め、 管理運営機関の産学官民・国際連携推進本部に事務局を置く。

２．事務局は、プラットフォーム運営に係る、総務、庶務全般の事務を行う。

# **（秘密保持義務）**

第27条 幹事会員及び正会員は、プラットフォームの活動に際し取り扱う秘密情報に関し、別途事務局に提出する「入会申請書兼秘密保持誓約書」に従い、これを取扱う。

# **（知的財産の取扱い）**

第28条 プラットフォームにおけるコンソーシアムで得られた知的財産の取扱いについてさだめる場合には、幹事会員及び正会員間での協議を踏まえ、プロデューサーチーム会議において決定する。

1. **附則**

# **（設立）**

第29条 設立時の幹事会員は、別紙1の通りとする。また、プラットフォーム設立初年度の事業年度は当該設立日から2019年3月31日までとする。

# **（設立承認）**

第30条 プラットフォームの設立に先立ち前条にさだめる会員により設立承認を実施する。

２．前項を実施する際の事務局は、プラットフォームの事務局が設置される予定の国立研究開発法人 森林研究・整備機構がこれにあたる。

３．設立承認において、以下の各号にさだめる事項について了承の上、幹事会員となることに同意する。

（1）本規則

（2）事務局の承認

（3）プロデューサー及び副プロデューサー

（4）プロデューサーチーム会議の設置

（5）その他、プラットフォームの設立・運営に関する重要な事項

４．設立総会は、前条にさだめる会員の同意をもって成立するものとする。

以　上

（別紙１）

地域創生に資する森林資源・木材の需要拡大に向けた研究開発プラットフォーム 設立時組織図

**プロデューサーチーム会議の構成員（幹事会員）**

（全体を統括するもの）

プロデューサー：鮫島 正浩（東京大学大学院農学生命科学研究科）

副プロデューサー：原田 寿郎（（国研）森林研究・整備機構）

副プロデューサー：眞柄 謙吾（（国研）森林研究・整備機構）

副プロデューサー：山中 高史（（国研）森林研究・整備機構）

（主として関連分野との連携を担うもの）

連携幹事：林 知行（秋田県立大学木材高度加工研究所）

連携幹事：五十田 博（京都大学生存圏研究所）

連携幹事：石原 亨（鳥取大学農学部附属菌類きのこ遺伝資源研究センター）

連携幹事：坂西 欣也（（国研）産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所）

連携幹事：槌本 敬大（（国研）建築研究所）

連携幹事：池田 穣（（株）安藤・間 技術研究所（土木学会木材工学委員会 事務局長））

連携幹事：島田 泰助（（一社）全国木材組合連合会）

連携幹事：越海 興一（（一社）日本木造住宅産業協会）

連携幹事：酒井 秀夫（（一社）日本木質バイオマスエネルギー協会）

（主として次世代との連携を担う者（若手プロデューサー人材））

連携幹事：斎藤 幸恵（東京大学大学院農学生命科学研究科）

（主として地域における連携を担うもの）

連携幹事：森 満範（（地独）北海道立総合研究機構林産試験場）

連携幹事：谷内 博規（岩手県林業技術センター）

連携幹事：工藤 康夫（群馬県林業試験場）

連携幹事：今井 信（長野県林業総合センター）

連携幹事：栗﨑 宏（富山県農林水産総合技術センター木材研究所）

連携幹事：酒井 温子（奈良県森林技術センター）

連携幹事：川上 敬介（鳥取県林業試験場）

連携幹事：玉置 教司（愛媛県林業研究センター）

連携幹事：高橋 尚也（高知県森林技術センター）

連携幹事：荒木 博章（熊本県林業研究指導所）

連携幹事：鈴木 利亮（宮崎県木材利用技術センター）

（事務局運営を通して全体の連携を担うもの）

連携幹事：桃原 郁夫（（国研）森林研究・整備機構）